

答申（情）第71号

「特定大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案に関する資料の部分開示決定及び非開示決定（不存在）に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「特定大学病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして、今年2度にわたって厚生労働省に指定を取り消された問題で、処分を受けた医師が栃木県内で精神保健指定医としての判定に関わっていた件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定及び非開示決定について、非開示とした情報のうち、別表に掲げる審査会が開示すべきと判断した部分については開示するとともに、保健所が作成した復命書を対象公文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 諮問事案の概要

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、平成27年10月8日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、対象公文書を特定し、平成27年10月20日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく開示決定及び部分開示決定並びに第2項の規定に基づく非開示決定を行った。
- 3 異議申立人は、平成27年11月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

上記のうち部分開示決定及び非開示決定（以下「本件処分」という。）について、その処分を取り消すとともに、対象文書をさらに特定した上で、請求した情報を全て開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由等

異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定された文書が少なすぎる。次の文書について、改めて特定し、開示すべきである。

ア 厚生労働省は、処分されるまでの精神保健指定医（以下「指定医」という。）としての行為は法的に有効であり、報酬の返還を求めるのは法律上難しいと判断しているが、栃木県における判断を示す公文書やその判断に至る経緯を示す公文書等。報酬の返還を求めないという判断に関して、その経緯や別の選択肢などを示す公文書。

- イ 特定大学から自主返納する旨の文書を収受していれば、その文書。
- ウ 処分を受けた指定医の判断の当否を検証したことに関する文書のうち、その検証に対する報償費はいくらか、検証に係り発生した場所代や交通費やコピー用紙代はいくらかといった情報を記載した文書。
- エ 公文書の要件を満たさないと判断された文書のうち、実は公文書の要件を満たすものが存在する。例えば、処分庁職員等と当該指定医の勤務先精神科病院との間で電話等の遣り取りがあった際に作成したメモ等。
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）による手続から、少なくとも、栃木県のいずれかの保健所に公文書が存在するはずであり、そのうち、本件開示請求の内容を満たす公文書。

(2) 指定医の氏名について

- ア 指定医は、行政医に限らず普段は民間の機関に所属していても、精神保健福祉法第19条の4第2項により、特別職の公務員に該当する。
- イ 厚生労働省は、公表慣行があること及び事件の重大性を理由に、指定医の指定を取り消された指定医の氏名を公表している。
- ウ 指定医が病院において診察を行う場合、求められれば指定医証を提示していること、また、指定医の職務全般に診療録記載義務が課されていることを踏まえれば、指定医の氏名、指定医証交付年月日及び勤務先は、これを公表しても、社会通念上、指定医の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とは言えない。

(3) 指定医取得日については、指定医証交付年月日が分かれば、指定医取得日も推定することができる。

(4) 調査期間は、処分された元指定医が当該精神科病院に勤務していた時期と同一であるから、栃木県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して調査した文書を開示請求すれば、自ずと判明する情報である。

(5) 勤務先（病院名）について

- ア 当該精神科病院において、指定医を違法に取得した人物が指定医業務を実施するという不適切な医療が行われていたことは、れっきとした事実であり、それが公表されても、当該病院の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

仮にそれを公開することにより、法人等が否定的に評価されたとしても、それを秘匿することで法人等の社会的信用を維持することまで条例第7条第3号で保護しようとするのではない。万一、処分庁の危惧する風評被害が現実になったとしても、やむを得ない結果と見るべきであり、そうした反社会的事実を隠蔽されることが、病院経営者

らの正当な利益の範囲に含まれないことは明らかである。

本件については、他の自治体で同様の情報が開示されているが、処分庁の表明するおそれは惹起されていない。

イ 精神科病院の名称は、精神保健福祉法の規定に基づく調査に関する文書を開示請求すれば開示になる文書であり、病院の名称は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定に基づく調査に関する文書を開示請求すれば開示になる文書であり、医療機関の名称は公になっている情報に該当する。

(6) 職歴一覧のうち、郵便番号、住所及び電話番号は、元指定医の自宅のものではなく、勤務先精神科病院のものであるから、医療法の規定等により公になっている情報である。

(7) 患者に関する情報のうち、医療保護入院の必要性や病状の概要は、氏名、生年月日、住所等を非開示とすれば、個人を特定できず、個人の権利利益を害することにはならない。

(8) 入院形態は、他の自治体ではホームページ上で公表し、又は、情報公開請求に対して開示になっているとおり、措置入院から医療保護入院になったといったような形態の変遷についても、患者個人を特定することはできない。そして、患者個人の権利利益が害されるおそれがあるとはいえない。

(9) 同意者の続柄は、氏名や連絡先等を非開示とすれば、特定個人を識別することもできず、個人の権利利益を害することもない。

(10) 病院管理者名は、医療法の規定等により公になっている情報である。

(11) 保健所名は、指定医の勤務していた精神科病院の法人の内部管理情報とはいえない。他の自治体では、同様の事件の公表において、インターネット上でも閲覧できるようになっている。

(12) 国や他の自治体においては、本件非開示部分と同一の情報又は本件非開示部分に相当する情報は、既に開示になっているが、処分庁の表明するおそれは現実のものとなっていない。

さらに、本件の問題の重大性に鑑みても行政の説明責任の観点からも、公表慣行があると認められる。

したがって、そこで公になっている本件非開示部分と同一の情報又は本件非開示部分に相当する情報は、非開示の保護に値しない。

(13) 我が国の強制的な精神医療そのものが障害者の権利に関する条約に違反している。さらに、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成 17 年度（行情）答申第 299 号によると、指定医の職務・職責には極めて重いものがあり、当該職務を行うのに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任の大きい極めて公的性格の強いものである

と認められ、指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされることが要請されているものと言うべきである。

- (14) 当該事件に関連する全ての自治体で、別の指定医による再検証のようなものは実施されたい。栃木県は、元指定医の判断が妥当であったと判断した。しかし、その調査手法に著しい問題があったと考えられ、条例第9条に該当する。よって、原処分で非開示とした箇所を開示することが公益上特に必要があるとは認められないとする実施機関の主張は認められない。
- (15) 交付された公文書で、指定医の氏名や勤務先（病院名）といった抽象的な範囲で情報の性質を説明していないため、非開示とされた情報が具体的に何なのか不明な部分がある。行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に違反している。
- (16) 交付された文書が、コピー機のスキャン面からはみ出してしまった箇所が読めなくなっている。また、印刷が薄い。差し替えを希望するとともに、差し替えの方法を制度化することを求める。
- (17) 栃木県では、対象文書が紙で保有されている場合には、CD-R等の光ディスクにスキャンした上で開示することができないと実施機関から聞いた。他の県では、同様の規定にも関わらず、紙の公文書を光ディスクにスキャンして交付できるところもあることから、栃木県でも可能にすべきである。
- (18) 公文書のコピーの発送時の郵便料金の割引等の制度を積極的に活用する等、開示請求者の金銭的負担の軽減に努めるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

開示決定等理由説明書、意見聴取及び回答書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件公文書は、特定大学病院に関連する指定医の指定取消事案に関して、厚生労働省からなされた調査依頼に対して、本県が行った調査に関する文書であり、部分開示決定により非開示とした情報は別表のとおりである。

また、「特定大学病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして、今年2度にわたって厚生労働省に指定を取り消された問題で、処分を受けた医師が栃木県内で精神保健指定医としての判定に関わっていた件に付随する診療報酬の不正についての情報一切」については、文書を保有していないことから、非開示決定を行った。

2 異議申立人の主張する文書の存否について

(1) 本課では、公費負担に関連する文書として措置入院に係る診療報酬明細書を保有しているが、今回の事案に関しては、県内で当該指定医が措置判定した措置入院の事実がないため、診療報酬の返還に係る判断の必要性は生じていない。さらに、診療報酬に関する厚生労働省等からの調査要請等は一切ないため、これらに関する文書は存在しない。

なお、今回の異議申立ての対象である医療保護入院については、通常、精神科病院等から県に診療報酬に関する文書が提出されることはなく、本課においては、処分された指定医の報酬に関する文書を一切保有していない。

(2) 特定大学から自主返納する旨の文書については、当該文書を収受していないため、保有していない。

(3) 精神保健福祉法第2条の規定により国及び地方公共団体は、精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施するとされており、同法第38条の6を根拠として、制度の適正な運用を期すため必要があると認められるときは監督権を発動し得るとされている。また、精神保健福祉センターは、同法第6条に基づき精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として都道府県が設置するものである。今回の当該指定医が行った業務の検証は、上記のとおり県が担うべき精神保健福祉行政の範疇にあり、新たな財政負担を生ぜしめるようなものではない。さらに詳細に説明すれば、指定医の資格を有する栃木県精神保健福祉センター所長が検証を行っているため追加的報酬は発生していないほか、検証場所までの移動は公用車を使用しており、検証に当たって会場使用料等は支出していない。なお、公用車の燃料代やコピー用紙代は他の歳出分と一体となって管理されており、検証に要した費用を分離し、明示した文書は保有していない。したがって、検証に係る報償費等に関する文書は保有していない。

(4) 職員と当該指定医の勤務先病院との間で、検証に際しての日程調整の遣り取りはあったが、簡易な内容であったことからメモ等は作成していない。

(5) 調査に同行した保健所職員が作成した復命書が存在することを確認したため、追加で部分開示決定する。なお、復命書には診療録検査票が添付されているが、同票は既に部分開示決定済みである。

3 条例第7条第2号該当性について

「①指定医氏名、②指定医取得日、③調査期間、④常勤・非常勤（雇用体系）、⑤勤務先病院担当者及び管理者の氏名、⑥病院管理者の印影、

⑦患者（入院者）氏名、⑧生年月日、⑨住所、⑩入院形態、⑪入院年月日、⑫病名、⑬医療保護入院の必要性、⑭病状等の概要、⑮指定医の氏名、⑯同意者氏名、⑰同意者の続柄、⑱家庭裁判所への申請日」については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人が識別される情報であること、若しくは他の情報と併せることにより識別され得る情報であること又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 条例第7条第3号該当性について

「⑲勤務先（病院名）、⑳病院所在地、㉑郵便番号、㉒電話番号、㉓保健所名」については、法人に関する情報であって、公開することにより本件に関わる医師が勤務していたということによる、いわゆる風評被害が発生する等、医療機関等の社会的信用を低下させるおそれがあり、患者確保等の観点から不利な影響を及ぼす可能性が高く、もって当該法人の財産権的権利、非財産権的権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しない。

異議申立人は、一部の自治体で指定医の氏名及び勤務先の病院名を開示したと主張しているが、これら病院名を開示された精神科病院において、風評被害の発生を含めいかなる影響も見られないとする客観的事実を本課では把握していない。勤務先（病院名）については、処分された指定医が勤務していたということから、当該病院が今回の事案にあたかも直接関わっていたとの誤解を招くおそれがあり、風評被害等により来院患者数が減少するなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と判断されることから、同号に該当すると考えたものである。

なお、他の自治体が、措置診察など公務員として行った職務（精神保健福祉法第19条の4第2項に該当する職務）について開示しているとすれば、本県に関係する指定医は当該職務以外の業務を行っていたことから、氏名については条例第7条第2号の個人情報に該当すると判断する。

5 条例第9条該当性について

精神保健福祉法に基づく医療保護入院や行動制限は、特別な法的資格制度の下で患者の人権にも十分に配慮した医療を行うに必要な資質を備えて

いる者として、厚生労働大臣から指定された指定医がその必要性を判定するものであり、処分された指定医の指定医業務に関する妥当性は、通常、同資格を有する別の指定医が検証すれば足りるものとする。さらに、本県においては、厚生労働省が示した検証例を踏まえ、検証手続において一層の専門性と客観性を担保するため、当該指定医の勤務先精神科病院にとって第三者であり、かつ指定医として専門的学識経験を有する栃木県精神保健福祉センター所長が、社会通念上期待される公平性を確保しながら診療録の確認等の検証を行ったものであることから、調査手法は適正であり、非難されるべき余地はないものとする。

なお、検証の方法については、平成27年6月10日付け障第250号「精神保健指定医の指定取消事案に関する調査の実施について（依頼）」の「4 調査の方法」により、既に開示している。

また、条例第9条の解釈については、「栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、「公益上特に開示する必要があると認めるときとは、開示しないことにより確保される利益と開示することにより確保される利益を比較して、後者がより大きいことが確実であると判断される特別な事情が認められる場合をいう」と説明されている。異議申立人の条例第9条に該当するとの主張は、一般論としての公益性であり、本県の判断を覆すような具体的な公益性を明示するものではなく、指定医の氏名等を開示したことで得られる利益が、個人情報等に該当することにより非開示としている利益を確実に上回ると判断される特別な事情は認められないため、同条の要件は満たしていない。

なお、指定医の氏名と病院名を開示することは、入院患者やその家族に対して当該病院が今回の事案にあたかも直接関わっていたとの誤解を与えるおそれがあり、これまで築かれてきた入院患者やその家族と病院側との信頼関係を損なう結果や、精神医療の特性に鑑み、入院患者や通院患者が不安感を抱き精神症状の悪化等を招くことも危惧されるため、具体的な公益性が明示されない限り、慎重に判断すべきものとする。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、

県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、特定大学病院に関連する指定医の指定取消事案に関して、厚生労働省からなされた調査依頼に対して、本県が行った調査に関する文書であり、公文書ごとに実施機関が非開示とした情報は、別表のとおりである。

3 具体的な判断

(1) 文書の特定不足について

既に特定された公文書のほかに、栃木県のいずれかの保健所に公文書が存在するはずであるとの主張については、保健所職員が調査に同行した際の復命書が存在することが確認された。当該文書を改めて特定し、開示決定等すべきである。

その他の文書については、実施機関の説明には合理性があると認められるため、公文書を保有していないとして非開示としたことは妥当である。

(2) 条例第7条第2号、同条第3号及び第9条について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する「イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、又は「ハ 当該個人が公務員等である場合におけるその職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当する情報」を除き、これを非開示とする旨規定している。

同条第3号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要と認められる情報」を除き、非開示とすることを規定している。この場合、公開する

ことにより法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し判断する必要がある、この害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

条例第9条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる旨規定している。「公益上特に必要があると認めるとき」とは、開示しないことにより確保される利益と開示することにより確保される利益を比較して、後者がより大きいことが確実であると判断される特別な事情が認められる場合をいうものである。

(3) 条例第7条第2号及び第3号該当性について

ア 指定医氏名

指定医氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、条例第7条第2号本文に該当する。厚生労働省のプレスリリース等において、精神保健指定医の指定取消処分を受けた医師の氏名は公表されているが、実施機関が非開示とした情報は、厚生労働省から依頼された調査票に記載されている特定の指定医の氏名であり、公表されている指定医の中で、誰が本県に関係した指定医かについてまで公表されているとは言えず、慣行として公開されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、当該医師は、指導医として不正を行ったために処分されたもので、自身の指定医としての指定が問題になったものではない。さらに、当該医師が行った診断は、検証の結果、「適」との判断がなされている。これらのことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であるとは認められず、同号ただし書ロにも該当しない。

なお、当該医師は、医療保護入院に関する診断を行ったのであるから、公務員としての職務を行っておらず、同号ただし書ハにも該当しない。

以上のことから、指定医氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示としたことは妥当である。

イ 指定医取得日及び常勤・非常勤

これらの情報は、個人に関する情報であって、直接的に特定の個人を識別することはできないが、他の情報と併せると、特定の個人が識別されうると認められるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、非開示としたことは妥当である。

ウ 調査期間（個人）及び調査期間（病院）

これらの情報は、個人に関する情報であるが、指定医氏名を非開示とすれば、特定の個人を識別することはできないので、条例第7条第2号に該当せず、開示すべきである。

エ 病院管理者の氏名

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当するが、病院の管理者は、医療法の規定により公開されている情報であると認められるため、同号ただし書イに該当する。

しかし、当該情報が公開されると、病院が判明し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、同条第3号に該当し、同号ただし書に該当しないので、非開示としたことは結論において妥当である。

オ 病院担当者名及び病院管理者の私印の印影

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、非開示としたことは妥当である。

カ 患者（入院者）の氏名、生年月日、住所、入院年月日、今回の入院年月日、入院形態、病名、医療保護入院の必要性、病状等の概要及び家庭裁判所への申請日

患者（入院者）の氏名、生年月日、住所、入院年月日、今回の入院年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、非開示としたことは妥当である。

入院形態、病名、医療保護入院の必要性、病状等の概要、家庭裁判所への申請日は、個人に関する情報であって、氏名を非開示とすれば、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、非開示としたことは妥当である。

キ 同意者の氏名、続柄、生年月日及び住所

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、非開示としたことは妥当である。

ク 勤務先（病院名）、所在地、郵便番号及び電話番号

異議申立人は、「当該精神科病院において、指定医を違法に取得した人物が指定医業務を実施するという不適切な医療が行われていたことは、れっきとした事実であり、それが公表されても、当該病院の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。仮にそれを公開することにより、法人等が否定的に評価されたとしても、それを秘匿することで法人等の社会的信用を維持することまで条例第7条第3号で保護しようとするのではない。万一、処分庁の危惧する風評被害が現実になったとしても、やむを得ない結果と見るべきであり、そうした反社会的事実を隠蔽されることが、病院経営者らの正当な利益の範囲に含まれないことは明らかである。本件については、他の自治体で同様の情報が開示されているが、処分庁の表明するおそれは惹起されていない。」と主張している。

指定医の不正取得は、当該指定医個人の問題であり、当該病院が不正取得に加担していたことを知った上で雇用していたという事実も認められないことから、当該指定医が特定の病院に勤務していたことが分かると、当該病院が不正に関わっていたとの誤解を招き、少なからず風評被害が発生することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、同号イに該当する。

さらに、(3)アで述べたとおり、自身の指定医の指定について問題となっていない指定医が行った診断であって、実施機関が行った検証の結果、診断にも問題がなかったのであるから、人の生命、健康、生活及び財産を保護するために病院名を公開することが必要とまではいえず、同号ただし書には該当しない。

以上のことから、勤務先（病院名）を非開示としたことは妥当である。

また、所在地、郵便番号及び電話番号についても同様に、同号イに該当し、ただし書に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

ケ 保健所名

保健所名は、県の出先機関として、本来、開示すべき情報である。

しかし、各保健所には、管轄地区があり、管内に病院が1つしか存在しない保健所に開示請求があった場合は、病院が特定されることになる。管内の病院数によって開示非開示の判断を変えるべきではなく、病院名を非開示とすべき本件において、保健所名の固有名詞部分について、非開示としたことは妥当である。

(4) 行政手続法第8条について

異議申立人は、公文書上の非開示とされた部分にいかなる情報が記載してあるか説明がないため不明であり、行政手続法第8条に違反していると主張している。当審査会では、同法違反についての判断はできないが、有意の情報が記録されていないと認められない限り、できるだけ開示することが条例の原則であるので、普通名詞、助詞、複合助詞等非開示部分の性質が分かる情報についても、有意な情報であれば開示するとともに、請求者の求めに応じて説明すべきである。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、精神医療領域は公的性質が強い情報であること、国や他の自治体において公になっている情報は、非開示の保護に値しないこと、及び処分された指定医が行った診断の検証の方法に問題があると考えており、公益上必要があるため、条例第9条を適用して、原処分で非開示とした部分を開示すべきことを主張しているが、これらの主張については、当審査会の判断を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 附言

異議申立人は、公文書の写しの文字の読み取れない部分の差し替え、紙文書のPDFによる交付、公文書の写しの送料の減額等を要望している。公文書の複写の際に、文字の読み取れない箇所がある場合であって、開示請求者から求めがある場合には、開示の実施の際に適切な方法で教示するなど、実施機関において適切に対応することが望まれる。その他の主張については、技術上・手続上の要望であり、いずれも当審査会ではその必要性を認めるものではない。

また、部分開示決定通知書別表に記載された非開示情報と交付された公文書の非開示情報に齟齬が見受けられ、不適切な書類の作成があったことは遺憾である。実施機関には、原則公開の基本理念に立ち返り、今後適切で丁寧な書類の作成に努めるよう望むものである。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月25日	・ 諮問書の受理
平成28年 1 月 8 日	・ 開示決定等理由説明書の受理
平成28年 2 月 3 日	・ 開示決定等理由説明書に対する意見書の受理
平成28年 5 月 23 日 (第 1 回第 1 部会)	・ 審議 (経過等説明)
平成28年 6 月 20 日 (第 2 回第 1 部会)	・ 実施機関の職員に対する意見聴取 ・ 審議
平成28年 7 月 15 日 (第 3 回第 1 部会)	・ 審議
平成28年 9 月 16 日 (第 4 回第 1 部会)	・ 審議
平成28年10月21日 (第 5 回第 1 部会)	・ 審議

※本諮問事案は、栃木県情報公開審査会にされた諮問について、栃木県行政不服審査会条例（平成 28 年栃木県条例第 10 号）附則第 4 条の規定に基づき栃木県行政不服審査会にされた諮問とみなされたことにより、当審査会が処理を行ったものである。

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 藺 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学教授	部会長

別表

公文書の名称	資料名	実施機関が非開示とした部分	審査会が開示すべきと判断した部分
特定大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について	特定大学病院関連の指定医取消処分を受けた者の職歴一覧表	氏名、指定医取得日、調査期間(個人)、調査期間(病院)、勤務先、常勤・非常勤、郵便番号、住所、電話番号	調査期間(個人)、調査期間(病院)
精神保健指定医指定取消事案に係る厚労省からの依頼について		調査の対象者(指定医氏名、病院名、雇用体系)、保健所名	15行目5文字目、14文字目及び18文字目から25文字目まで、24行目20文字目から22文字目まで並びに27行目27文字目から31文字目まで
精神保健指定医指定取消事案に伴う厚労省指示への協力依頼について		対象医師氏名、病院名、雇用体系、保健所名	17行目10文字目及び14文字目から15文字目まで、22行目6文字目から8文字目まで及び36文字目から37文字目まで並びに27行目33文字目から38文字目まで
精神保健指定医の指定取消事案に関する調査の実施について	回議書	病院名、保健所名	伺い欄2行目16文字目から25文字目まで
	案の1	病院名、保健所名	17行目15文字目から17文字目まで及び20文字目から29文字目まで
	案の2	病院名、保健所名	18行目18文字目から27文字目まで
	案の3	病院名、保健所名	4行目3文字目から12文字目まで
復命書	復命書	病院名、保健所名、病院担当者名	12行目9文字目から18文字目まで及び13行目15文字目から19文字目まで
	診療録検査票	患者名、生年月日、入院形態、入院年月日	
	医療保護入院者(第33条)	病院名、所在地、管理者名、管理者の印影、入院者氏名、生年月日、住所、第33	普通名詞(栃木県及び保健所)

	第 2 項) の入院届	条第 2 項の入院年月日、今回の入院年月日、入院形態、病名、医療保護入院の必要性、病状又は状態像の概要、入院を必要と認めた精神保健指定医氏名、同意者氏名、続柄、生年月日、住所、裁判所への申請日、保健所名	
--	----------------	---	--

※標題を 1 行目として数え、1 行に記載された文字を左詰にし、半角、記号及び句読点も、それぞれ 1 文字として数えるものとする。